

家電リサイクルの制度改正、運用改善について

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成 20 年 2 月。以下「合同会合報告書」という。）における提言を踏まえて、以下の施策に取り組んだ。

1. 対象機器追加及び再商品化等基準の引上げについて

合同会合報告書において、対象機器の追加及び再商品化等基準の在り方について検討の方向性が示されたことを踏まえ、平成 20 年 3 月から、同合同会合の下部会合において具体的な検討が行われた。

その結果、同年 9 月にとりまとめられた「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」において、液晶式テレビ及びプラズマ式テレビ並びに衣類乾燥機の対象機器への追加、並びに再商品化等基準の引上げ等について、「可能な限り、平成 21 年 4 月 1 日施行を目途に、・・・政令改正等、施策の具体化に取り組んでいくことを期待する」旨、提言がなされた。

これを踏まえ、同年 12 月に「特定家庭用機器再商品化法施行令」（平成 10 年政令第 378 号）の一部改正政令を公布し、平成 21 年 4 月 1 日より、対象機器に液晶式テレビ及びプラズマ式テレビ並びに衣類乾燥機を追加するとともに、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機について、再商品化等基準を引き上げた。

家電リサイクル法対象機器及び再商品化等基準

	平成 21 年 3 月まで	平成 21 年 4 月より
エアコン	60%以上	70%以上
ブラウン管式テレビ	55%以上	55%以上
液晶式・プラズマ式テレビ	—	50%以上
冷蔵庫・冷凍庫	50%以上	60%以上
洗濯機	50%以上	65%以上
衣類乾燥機	—	65%以上

2. 家電リサイクル法に基づく基本方針の改正について

平成 21 年 6 月 12 日に「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針」（平成 11 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号）を改正し、合同会合報告書において「個別課題への具体的な対策」として指摘

された事項を中心に、以下の事項を追加した。

【特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項】

- ・小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準の作成等

【特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に関する事項】

- ・小売業者による一層円滑な引取り
- ・国による小売業者からの定期的な報告徴収
- ・市町村による義務外品の回収体制の構築
- ・地方公共団体による廃棄物処理法違反に対する厳正な対処

【特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する事項】

- ・製造業者による液晶・プラズマテレビのパネルリサイクルに向けた技術開発推進
- ・国による製造業者等からの定期的な報告徴収

【その他重要事項】

- ・関係者の協力による収集運搬料金に関する一層の普及啓発
- ・関係者の協力による離島地域の収集運搬料金の抑制
- ・関係者の協力による不法投棄の未然防止対策
- ・使用済製品の流通・排出の状況等の国による把握、リユース名目の不適正な輸出の国による防止

3. 指定引取場所の運用改善について

合同会合報告書において、「現在、メーカーによってA・B 2 グループに分かれている指定引取場所の配置に関しては、小売業者が収集運搬を行うに当たり、利便性が低く、小売業者にとって負担が重いとの指摘がある。このため、現在A・B 両グループに分かれているメーカーは、原則としてすべての指定引取場所にA・B 両グループの廃家電を持ち込めるよう、A・B 共有化を早期に実現する」べきである、と提言された。

これを踏まえて、製造業者等において、まず、平成 20 年 10 月から 41 箇所
の指定引取場所の共有化を先行して実施し、残る指定引取場所についても、平成 21 年 10 月 1 日より、共有化を実施した。これにより、全国全ての指定引取場所（379 箇所）において、全製造業者等の廃家電の引取りが可能となった。